

市民の皆様へ

平成25年2月1日

四條畷市

●東部大阪都市計画ごみ焼却場四條畷市交野市ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書

の縦覧及び東部大阪都市計画ごみ焼却場の変更に係る都市計画案の縦覧等について

●東部大阪都市計画ごみ焼却場四條畷市交野市ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書

の説明会の開催について

四條畷市交野市ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書・要約書及び都市計画ごみ焼却場の変更に係る都市計画案について下記のとおり縦覧するとともに意見書を提出することができます。

また、縦覧期間中に環境影響評価準備書の内容に関する説明会を開催しますので、お知らせいたします。

I 縦覧にすること

1 縦覧期間

・環境影響評価準備書・要約書及び都市計画案 平成25年2月1日(金)から平成25年2月28日(木)まで

2 縦覧場所及び縦覧時間

(1) 環境影響評価準備書・要約書

| 縦 覧 場 所                                   | 縦 覧 時 間                     |
|---|-----------------------------|
| まちづくり部生活環境課(本館1階)、まちづくり部都市計画課(東別館3階)、田原支所 | 土・日・祝日を除く午前8時45分から午後5時15分まで |

上記のほかに、四條畷市交野市清掃施設組合や大阪府環境農林水産部環境管理室環境保全課、大阪府環境情報プラザ、大阪府府政情報センターなどで縦覧できます。

また、図書による縦覧のほか、大阪府のホームページでは電子縦覧することもできます。

(<http://www.pref.osaka.jp/kankychozen/assess/index.html>)

(2) 都市計画案

| 縦 覧 場 所                 | 縦 覧 時 間                     |
|-------------------------|-----------------------------|
| まちづくり部都市計画課(東別館3階)、田原支所 | 土・日・祝日を除く午前8時45分から午後5時15分まで |

II 意見書の提出にすること

(1) 提出先

・環境影響評価準備書について、環境の保全の見地からの意見を有する方は意見書を提出することができます。

① 大阪府知事に対して環境の保全の見地からの意見書を提出する方

〒559-8555 大阪市住之江区南港北1丁目14番16号 大阪府咲洲庁舎21階  
大阪府環境農林水産部 環境管理室環境保全課

② 都市計画決定権者に対して環境の保全の見地からの意見書を提出する方

〒575-8501 四條畷市中野本町1番1号 四條畷市まちづくり部都市計画課

- ・都市計画案について、意見書を提出することができます。
- ・都市計画案に対して意見書を提出する方  
〒575-8501 四條畷市中野本町1番1号 四條畷市まちづくり部都市計画課

(2) 提出期限

平成25年3月14日(木) 午後5時15分必着(ただし、大阪府知事に提出する場合は午後5時30分必着)

(3) 意見書提出に当たっての注意事項

- ・意見書の提出様式は縦覧場所備え付けのものか、四條畷市または大阪府のホームページに掲載のものをご使用いただき、持参又は郵送してください。なお、メール、FAXでの意見書の提出はできませんのであらかじめご了承ください。
- ・環境影響評価準備書についての意見書には、意見を提出する方の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)、対象事業の名称及び環境の保全の見地からの意見を記載してください。
- ・都市計画案についての意見書には、意見を提出する方の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)、対象となる都市計画案の名称、意見及び理由を記載してください。
- ・環境影響評価準備書について、大阪府知事に対して環境保全の見地から意見を述べたい方は、大阪府の環境アセスメントに係る電子申請のホームページ(<http://www.pref.osaka.jp/kankyochozen/assess/denshishinsei.html>)から電子申請をすることもできます。

4 お問い合わせ先

(1) 環境影響評価準備書の内容に関すること

四條畷市まちづくり部生活環境課 電話 072-877-2121・0743-71-0330  
四條畷市交野市清掃施設組合 電話 072-876-1202

(2) 環境影響評価準備書の縦覧に関するこ

大阪府環境農林水産部環境管理室環境保全課アセスメントグループ 電話 06-6210-9580

(3) 都市計画案に関するこ

四條畷市まちづくり部都市計画課 電話 072-877-2121・0743-71-0330

III 環境影響評価準備書説明会に関するこ

1 内容

|             |                                   |
|-------------|-----------------------------------|
| 都市計画決定権者の名称 | 交野市、四條畷市                          |
| 都市計画対象事業の名称 | 東部大阪都市計画ごみ焼却場四條畷市交野市ごみ処理施設整備事業    |
| 種類          | 大阪府環境影響条例別表6の項に掲げる一般廃棄物処理施設の設置の事業 |
| 規模          | 処理能力の合計が1日あたり125トン                |
| 対象事業の実施予定地  | 交野市大字私市3029番地外                    |
| 関係地域        | 交野市、四條畷市                          |

2 開催日時及び場所

| 開 催 日         | 時 間          | 開 催 場 所                 |
|---------------|--------------|-------------------------|
| 平成25年2月14日(木) | 午後7時～午後8時30分 | 四條畷市役所東別館2階「201会議室」     |
| 平成25年2月16日(土) | 午後7時～午後8時30分 | 四條畷市立グリーンホール田原「なるなるホール」 |

3 お問い合わせ先

四條畷市まちづくり部都市計画課、まちづくり部生活環境課 電話 072-877-2121・0743-71-0330  
四條畷市交野市清掃施設組合 電話 072-876-1202



## 環境・エコ



を送るための相談会

◎定員＝5人(抽選制)

◎費用＝無料

◎申し込み・問い合わせ＝2月

22日(金)までに電話で環境政  
策課(内線373)

——市ホームページの電子  
申請システムからも申込

めます。

◎とき・ところ＝3月4日(月)

13時～16時(相談は一人約

30分)、市役所会議室

◎内容＝ドッグトレーニング

インストラクターによる、犬

の飼い方(無駄吠え、かみぐ

せ、ふんの始末など)、しつけ

方を学び、周囲の人迷惑を

かけず、人と犬が楽しい生活

不用になつたテレビ

などの処分方法は

テレビ、洗濯機、衣類乾燥

機、冷蔵庫、冷凍庫、エアコン

は、家電リサイクル法(特定家

庭用機器再商品化法)による

処分を行うため、廃棄の際は規定のリサイクル料金が必要です。これらは、「ごみの収集日に出す」とはできませんので、買い替え時に販売店に依頼するか、購入した店に依頼して処分してください。

買い換えを伴わないときや、購入店がなくなつたとき、遠方の場合は、次の方法で処分してください。

◇引き取りだけでも行つてい  
る家電店に依頼する。

◇個人で直接、指定引取場所  
に持ち込む。

——リサイクル券が必要で

す。

なお、販売店などに引き取り  
を依頼した場合は、別途、運搬

手数料が必要です。このほか、  
清掃リーセンターに持ち込む

こともできますが、リサイクル  
券と、運搬手数料として1台

につき別途3000円が必要  
です。

◎問い合わせ＝環境事業課  
(内線355)

四條畷市・交野市新「み  
焼却場の都市計画案の縦覧

——リサイクル券が必要で

課、高山竹林園、北コミュニ  
ティセンター、ISTAはば

たき

セ＝意見のある人は3月14

日本までに指定の様式を、直  
接か郵送で交野市都市計画

課(〒576-8501、交

野市私部1丁目1-1、☎ 0

72-892-0121)か

四條畷市都市計画課(〒5

75-8501、四條畷市中

野本町1-1、☎ 072-8

77-2121)

——詳しくは各市のホーム  
ページをご覧ください。

## 交野市で建設予定のごみ処理 施設整備事業に関する環境影響 評価準備書の縦覧と説明会

交野市と四條畷市が、生駒市に隣接する交野市域(交野市大字私市3029番地外)で計画している「東部大阪都市計画ごみ焼却場四條畷市交野市ごみ処理施設整備事業」。

大阪府が環境影響評価準備書の縦覧を、交野市と四條畷市が説明会を、府と両市が意見を受け付けます。

■環境影響評価準備書の縦覧・意見の提出  
縦覧のとき・ところ＝2月1日(金)～28日(木)(閉館・閉庁時間を除く)

◇生駒市…北コミュニティセンターISTAはばたき、高山竹林園、環境事業課

◇大阪府…環境管理室環境保全課、交野市役所、四條畷市役所など(大阪府のホームページ  
ページでも縦覧できます)

意見の提出▶意見がある人は直接か郵送で意見書を提出することができます。住所、氏名(法人その他の団体はその名称、代表者の氏名と主たる事務所の所在地)を書いて、3月14日(木)17:30(四條畷市宛てだけ17:15)までに提出してください。様式は縦覧場所に備え付けるほか、大阪府のホームページからダウンロードもできます。

◇大阪府知事宛…大阪府環境農林水産部環境管理室環境保全課(〒559-8555、大阪市住之江区南港北1丁目14-16、大阪府咲洲庁舎21階)

◇交野市宛…交野市都市計画課(〒576-8501、交野市私部1丁目1-1)

◇四條畷市宛…四條畷市都市計画課(〒575-8501、四條畷市中野本町1-1)  
——大阪府知事宛は、大阪府の環境アセスメントに係るインターネット申請・申込みサービスから電子申請することもできます。

■説明会の開催  
とき・ところ＝2月15日(金)19:00～20:30、  
2月17日(日)19:00～20:30、北コミュニティ  
センターISTAはばたき

■準備書・説明会は交野市都市計画課(☎ 072-892-0121)・四條畷市都市計画課(☎ 072-877-2121)、縦覧は大阪府環境保全課  
アセスメントグループ(☎ 06-6210-9580)